

令和7年4月1日

兵庫県公立大学法人
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性教員を増やし、教育・研究において女性がより活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025年4月1日－2027年3月31日までの2年間

2. 課題

女性教員の割合を更に高めていく必要がある

女性がより一層活躍できるように環境整備を推進する必要がある

3. 内容

目標1：女性教員の在職者比率 25%を目標とする

【対策】2025年4月～

- ・女性教員の継続的かつ安定的な採用を行う
- ・次世代の研究者裾野拡大のため、特に理系分野の女子学生増の取組を促進する

目標2：育児休業取得者割合を次の水準以上とし、達成した場合は同水準の維持に努める

男性教職員の育児休業取得者割合 30%以上

女性教職員の育児休業取得者割合 75%以上

【対策】2025年4月～

- ・部局長等から対象者に取得を促すよう働きかける
- ・継続的な情報提供やセミナー等を開催し、職場内での理解を深めることで希望者が取得しやすい環境づくりを行う

目標3：女性活躍推進につながる取組を実施する

【対策】2025年4月～

- ・女性研究者の研究活動・業績向上に繋がる支援や教職員向け講演や情報提供等の機会を提供する
- ・兵庫県立大学においては、研究者メンター制度を導入・周知し、研究者の生活と仕事両立やキャリアアップをサポートする